

平成 27 年度税制改正(大綱) **速報**

昨年末に平成 27 年度の税制改正大綱が決定されましたので、主な内容をお知らせいたします。

なお、法案成立は平成 27 年 3 月頃の予定ですので、詳細は法案成立後に改めてお知らせいたします。

●消費税率の 10%への引き上げ時期の変更

消費税率の 10%への引上げの施行日を平成 29 年 4 月 1 日とする。

※経過措置の指定日は平成 28 年 10 月 1 日とする。

●ふるさと納税の拡充<H27.1.1~>

控除限度額を 2 倍に引き上げる。

また、平成 27 年 4 月 1 日以後の寄附については、5 か所以内に寄附を行った場合、確定申告が不要でワンストップで控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設する。

●結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

<H27.4.1~H31.3.31>

20 歳以上 50 歳未満の子・孫への結婚・子育て資金を贈与し一定の要件を満たした場合には、1,000 万円(結婚に際して支出する費用については 300 万円)までの金額には贈与税を課さないこととする。

●欠損金の繰越期間の延長<H29.4.1 開始事業年度~>

現行 9 年から 10 年に延長する。これに伴い、帳簿書類の保存期間及び法人税の欠損金額に係る更正の期間を現行の 9 年から 10 年に延長する。

●ジュニア NISA の創設<H28.1.1～H35.12.31>

20 歳未満の子供名義で口座を開設した場合、年間 80 万円までの投資に係る売却益が非課税になる制度が創設される(非課税期間は 5 年間)。

●NISA 年間投資上限額の引上げ<H28.1.1～>

投資に係る売却益が非課税になる限度額が、現行の 100 万円から 120 万円に引き上げる。

●地方拠点強化税制の創設<地域再生法の改正法の施行日～H30.3.31>

東京 23 区から一定の地方に本社機能を移転し一定の要件を満たす場合、建物等の取得原価の 25%(東京 23 区以外からの移転の場合は 15%)の特別償却、または取得原価の 7%(東京 23 区以外からの場合は 4%)の税額控除の選択適用ができる。

また、移転に伴い増加雇用者数 1 人につき 80 万円(東京 23 区以外からの場合は 50 万円)の税額控除ができる。

●法人税率引き下げ<H27.4.1 開始事業年度～>

現行 25.5%の税率を 23.9%に引き下げる(中小企業の所得 800 万以下は 15%のまま)。

●欠損金の繰越控除限度額の引き下げ<H27.4.1 開始事業年度～>

大法人の欠損金の繰越控除制度の所得制限を現行の 80%から、平成 27 年 4 月 1 日から 65%、平成 29 年 4 月 1 日から 50%に引き下げる(中小企業は 100%のまま)。

●法人事業税の外形標準課税の拡大<H27.4.1 開始事業年度～>

資本金 1 億円超の法人に課せられる外形標準課税(付加価値割 0.48%、資本割 0.2%)を 2 年で 2 倍に拡大する。

●所得拡大促進税制の要件を緩和<H28.4.1 開始事業年度～>

給与等の支給額を基準年度(H24 年度)と前年度より増加させた場合、増加額の 10%(中小企業等は 20%)を法人税額から控除できる要件を、5%以上増加から 3%以上増加とする。

●受取配当金の益金不算入制度の見直し

法人が受取る配当金のうち税務上の収益とならない割合について以下の通りとする。

現 行		改 正 後	
持株比率 25%以上	100%	持株比率 33.3%以上	100%
		持株比率 5~33.3%未満	50%
持株比率 25%未満	50%	持株比率 5%未満	20%

●研究開発減税の縮小

研究開発費に係った費用の8%~12%を法人税から控除できる制度について、税額控除額の上限を法人税額の30%(現行)から25%に引き下げる。

●危険な空き家の固定資産税軽減措置廃止

危険な空き家に指定された場合、200㎡以下の住宅用地の固定資産税の1/6、都市計画税の1/3の特例措置を廃止する。